

お詫び

組合員・ご利用者の皆さまには、日頃より当JAの各事業活動に対しまして、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当JA及び当JA職員が業務中の軽トラックの過積載による道路交通法違反で検挙されました。

当JAは、かかる事態を重く受け止め、組合員・ご利用者の皆さまに衷心よりお詫び申し上げますとともに、下記の通り、その経緯と再発防止への取組みについてご報告いたします。

記

1. 経緯について

10月12日、当JAの職員が業務において、軽トラックの積載量350kgのところ、1,025kgの玄米を積載し運搬中、675kgの制裁物重量制限超過の行政処分を受けたことに起因し、当JAの事業体制について責任追及がなされました。

2. 再発防止への取組みについて

当JAは既に「過積載に伴う対応マニュアル」を新たに作成し、業務にかかると道路交通法遵守について組織をあげて取り組んでおります。

併せて関係法令の遵守、業務管理態勢の改善に努めていく所存です。

当JAは、この改善を着実に実行し組合員・ご利用者の皆さまのご期待に応えるコンプライアンス遵守の経営をめざしてまいります。

平成29年11月

おうみ富士農業協同組合
代表理事理事長 西田直樹